

座間市自転車用ヘルメット購入費補助金について  
～申請の手引き（令和6年度版）～



座間市 暮らし安全部 生活安全課

## 対象となるヘルメット

次の各項目に該当する自転車用ヘルメットを補助対象とします。

○新品未使用で、令和5年10月1日以降購入したもの。

○メーカーの保証期間内にあり、次のいずれかの安全性の認証を満たしたもの。

- ・ 一般財団法人製品安全協会による安全基準に適合することの認証（SG）
- ・ 公益財団法人日本自転車競技連盟による安全基準に適合することの認証（JCF）
- ・ 欧州連合の欧州委員会による安全基準に適合することの認証（CE）
- ・ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することの認証（GS）
- ・ 米国消費者製品安全委員会による安全基準に適合することの認証（CPSC）

※ 対象となるか分からない場合は必ず事前にご相談ください！

★市内業者育成・振興および市内経済の活性化の観点から、市内小売店での購入に御協力ください。



## 要件

補助金の支給については、補助対象者及び同一世帯各一人につき、ヘルメット1個までを限度とし、以下の①～②のすべての要件に当てはまる方が対象です。

- ①市内に住所を有し、かつ、現に居住していること。
- ②本人及び、同一世帯の者が市税を滞納していないこと。



## 補助金額

補助金額は補助対象者1人につき、ヘルメット1個につき、2,000円を上限とします。ただし、購入に要した費用が2,000円を下回る場合は、その購入額を補助金額とします。

※ 補助金額が分からない場合は必ず事前にご相談ください！

## 申込受付期間

### ・受付日

令和6年6月3日（月）～令和7年2月28日（金）のうち、月、水、金曜日（火、木、土、日、国民の祝日・休日、12月28日～1月5日を除く）

### ・受付時間

9時00分から17時00分まで（正午から13時00分を除く）

### ・受付方法

交付申請書、交付請求書（日付空欄）及び添付書類を、市庁舎4階生活安全課窓口へ直接提出

※FAX、郵送による提出は受け付けておりません。

※予算がなくなり次第申請受付終了とします。



## 手続き方法

①第1号様式（補助金等交付申請書）に以下の書類を添付して生活安全課窓口へ提出する。

・申請者の本人確認ができる書類の写し

1点で身元確認ができるもの

運転免許証、運転経歴証明証、パスポート、マイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書等、学生証以外の官公署が発行する顔写真付きの書類の写しで、有効期限内にあるものについては、1点の提出とする。また、原本も用意し、身元確認をさせていただきます。

2点で身元確認ができるもの

年金手帳、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療保険被保険者証等、会社等の社員証、学生証、預金通帳、診察券等、その他官公署が発行した顔写真がないものの写しで、有効期限内にあるものについては、2点以上の提出とする。また、原本も用意し、身元確認をさせていただきます。

※

- ・ヘルメット購入の際に発行される領収書の**原本**
- ・ヘルメット購入時に附属する保証書、又は購入したヘルメット本体
- ・その他、購入したヘルメットが座間市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第2条に定める安全基準を満たしていることがわかる資料

②第2号様式（補助金交付請求書）に以下の書類を添付して生活安全課窓口へ提出する。

・振込口座がわかる書類（通帳の写しなど）

・補助金等交付決定通知書の写し

※1 ただし、提出書類の確認のため、原本の持参もお願いします。

※2 1～2ヶ月程度で、第2号様式で指定した口座に補助金が振り込まれます。

※3 購入時にポイント等を使った場合、ポイント分は補助対象外経費になります。また、購入時に付与されるクレジットカードやお店等のポイントについても補助対象外経費となりますのでご注意ください。

☆お問い合わせ先

〒252-8566

座間市緑ヶ丘一丁目一番一号

座間市 **くらし安全部 生活安全課 交通防犯係**（市役所4階）

電話番号 046-252-8158（直通）



第1号様式（第6条関係）

座間市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）座間市長

申請者 住所  
氏名  
連絡先

座間市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。また、交付のための審査において、市長が世帯の住民票及び市税の収納状況を確認することに同意します。

補助対象者 ※ヘルメットを購入した方							
交付申請額							
補助対象者及び同一世帯員並びに購入した対象ヘルメットの価格等	フリガナ	生 年	申請者と	メーカー	安全	購 入	購 入 価 格
	世帯員氏名	月 日	の続柄		基 準	年 月 日	
							円
							円
							円
							円

※安全基準の欄には、購入したヘルメットの安全基準を以下から選んで、記載してください。

（ SG、JCF、CE、GS、CPSC、その他 ）

※添付書類は、裏面を御覧ください。

添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 運転免許証、個人番号カードその他の申請者の本人確認ができる書類の写し</li><li><input type="checkbox"/> 対象ヘルメットの購入の際に発行される領収書の原本</li><li><input type="checkbox"/> 対象ヘルメットの保証書の写し。ただし、購入した対象ヘルメット本体の提示があったときはこれを省略できるものとする。</li><li><input type="checkbox"/> 購入した対象ヘルメットが第2条各号に掲げる認証を満たしていることが分かる資料</li><li><input type="checkbox"/> (代理人申請の場合) 委任状 (任意様式)</li></ul>
---------	--

第2号様式（第8条関係）

座間市自転車用ヘルメット購入費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 座間市長

請求者 住所  
氏名  
連絡先

年 月 日付け座間市指令 第 号により交付決定のありました件につき、座間市自転車用ヘルメット購入費補助金の交付を次のとおり請求します。

補助対象者	
交付決定額	円
交付請求額	円
添付書類	<input type="checkbox"/> 補助金等交付決定通知書の写し <input type="checkbox"/> 振込口座が分かる書類 <input type="checkbox"/> その他 ( )

振込口座

金融機関名		支店名	
預金種目	普通 ・ 当座	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義人			

# 記入例

第1号様式（第6条関係）

## 座間市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書

提出日を記載する。

年 月 日

(宛先) 座間市長

領収書名義＝補助金申請者  
＝補助対象者＝請求者とする

住所 座間市緑ヶ丘一丁目1-1

申請者 氏名 防犯 太郎

日中連絡が着く電話番号

連絡先 〇〇〇-△△△△-●●●●

座間市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。また、交付のための審査において、市長が世帯の住民票及び市税の収納状況を確認することに同意します。

補助対象者 ※ヘルメットを購入した	申請者同一世帯内での補助金額の合計金額				それぞれの購入価格 ※ポイントや割引分は含まない			
交付申請額	防犯 太郎				5,500 円			
補助対象者及び同一世帯員並びに購入した対象ヘルメットの価格等	フリガナ 世帯員氏名	生年 月 日	申請者との続柄	メーカー	安全基準	購入年月日	購入価格	
	ぼうはん 太郎 防犯 太郎	S60 4/1	本人	A社	SG	R5 10/3	3,000 円	
	ぼうはん 花子 防犯 花子	H3 5/1	妻				円	
	ぼうはん 一郎 防犯 一郎	H26 7/3	子	B社	CE	R5 10/5	2,000 円	
	ぼうはん 初子 防犯 初子	H28 5/19	子				円	
	ぼうはん 次郎 防犯 次郎	H30 6/12	子				円	
	ぼうはん 次郎 防犯 次郎	S30 8/24	父	C社	GS	R5 10/7	1,500 円	

※安全基準の欄には、購入したヘルメットの安全基準を以下から選んで、記載してください。  
( SG、JCF、CE、GS、CPSC、その他 )

※添付書類は、裏面を御覧ください。

申請者の同一世帯全員（申請者本人、10月1日以降にヘルメットを買ってもらった同一帯員、ヘルメットを買ってもらっていない同一世帯員）の情報。

添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 運転免許証、個人番号カードその他の申請者の本人確認ができる書類の写し</li><li>■ 対象ヘルメットの購入の際に発行される領収書の原本</li><li>■ 対象ヘルメットの保証書の写し。ただし、購入した対象ヘルメット本体の提示があったときはこれを省略できるものとする。</li><li>■ 購入した対象ヘルメットが第2条各号に掲げる認証を満たしていることが分かる資料</li><li>■ (代理人申請の場合) 委任状 (任意様式)</li></ul>
---------	---

SGマーク等の安全基準についての認証

- ・裏面の添付書類確認欄も忘れずに記載してください。
- ・上記添付資料を添付し忘れに注意！！

**網掛け部分**を御記入下さい！



記入例

座間市自転車用ヘルメット購入費補助金交付請求書

提出日は空欄とする

年 月 日

(宛先) 座間市長

購入名義人＝補助金申請者  
＝補助対象者＝請求者とする

住所 座間市緑ヶ丘一丁目1-1

氏名 防犯 太郎

連絡先 〇〇〇-△△△△-●●●●

日中連絡が着く電話番号

令和6年●●月〇〇日付け座間市指令■第△号により交付決定のありました件につき、座間市自転車用ヘルメット購入費補助金の交付を次のとおり請求します。

補助対象者	防犯 太郎
交付決定額	円
交付請求額	円
添付書類	<input type="checkbox"/> 補助金等交付決定通知書の写し <input checked="" type="checkbox"/> 振込口座が分かる書類 <input type="checkbox"/> その他 ( )

振込口座

金融機関名	〇×△銀行	支店名	△■支店
預金種目	普通・当座	口座番号	〇 × △ ● × ▲ ■
(フリガナ)	ボウハン タロウ		
口座名義人	防犯 太郎		

網掛け部分を御記入下さい！

## 座間市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、座間市補助金等の交付に関する規則（平成6年座間市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、自転車乗車時の自転車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の着用を促進するため、ヘルメットを購入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象となるヘルメット)

第2条 補助対象となるヘルメット（以下「対象ヘルメット」という。）は、新品未使用の状態で購入したもので、メーカーの保証期間内にあり、かつ、次の各号のいずれかの安全性の認証を満たしたものである。ただし、自転車乗車時に着用する以外の目的のヘルメットの購入費は、補助対象から除く。

- (1) 一般財団法人製品安全協会による安全基準に適合することの認証
- (2) 公益財団法人日本自転車競技連盟による安全基準に適合することの認証
- (3) 欧州連合の欧州委員会による安全基準に適合することの認証
- (4) ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することの認証
- (5) 米国消費者製品安全委員会による安全基準に適合することの認証
- (6) 前各号に掲げる認証に類すると市長が認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、対象ヘルメットを購入した者であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、現に居住していること。
- (2) 補助対象者及び同一世帯の者が、現に市税を滞納していないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象者が自ら又はその世帯員のために購入する対象ヘルメット1個につき2,000円とする。ただし、対象ヘルメットの取得に要する費用が2,000円未満の場合は、その額とする。

2 対象ヘルメットの購入上限数は、補助対象者又はその世帯員につきそれぞれ1個までとする。

(交付の要望)

第5条 規則第5条第1項ただし書の規定により、補助金等交付要望書の提出を省略するものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（補助対象者の属する世帯を代表する者をいう。以下「申請者」という。）は、対象ヘルメットのメーカー保証期間内に、座間市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 運転免許証、個人番号カードその他の申請者の本人確認ができる書類の写し

(2) 対象ヘルメットの購入の際に発行される領収書の原本

(3) 対象ヘルメットの保証書の写し。ただし、購入した対象ヘルメット本体の提示があったときはこれを省略できるものとする。

(4) 購入した対象ヘルメットが第2条各号に掲げる認証を満たしていることが分かる資料

2 規則第7条第2項の規定により、同条第1項第1号から第3号までに掲げる書類の添付を省略するものとする。

(実績報告書)

第7条 規則第18条第3項の規定により、補助事業等実績報告書等の提出を省略するものとする。

(請求)

第8条 補助金の交付の請求をしようとする者は、座間市自転車用ヘルメット購入費補助金交付請求書（第2号様式）に振込口座が分かる資料を添付し、市長に提出しなければならない。

(実施細目)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和5年10月1日から施行する。

2 第2条の規定は、この告示の施行の日以後に購入する対象ヘルメットについて適用する。